

那須塩原市開発許可等審査基準・補訂 新旧対照表

改 正 案	現 行								
第10 雨水及び汚水の処理に関する基準（法第33条第1項第3号関係） 2 区域内における雨水排水処理について _____ 開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難で、特にやむを得ないと認められる場合にあっては、令第26条第1号の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができる。 3 浸透施設等の設置に関する技術的細目について (1) 市が帰属を受ける浸透施設_____ _____ に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。 ア 共通事項 <u>(キ) 浸透施設の容量は、開発区域の規模に応じ、次のとおり算定すること。</u> <table border="1"> <tr> <th>開発区域の規模</th><th>降雨強度式</th></tr> <tr> <td><u>1ha未満</u></td><td><u>5年確率</u></td></tr> <tr> <td><u>1ha以上5ha未満</u></td><td><u>10年確率</u></td></tr> <tr> <td><u>5ha以上</u></td><td><u>30年確率</u></td></tr> </table> (2) 開発事業者が所有し、及び管理する浸透施設____に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。 ア 共通事項 <u>(キ) 浸透施設の容量は、開発区域の規模に応じ、次のとおり算定すること。</u>	開発区域の規模	降雨強度式	<u>1ha未満</u>	<u>5年確率</u>	<u>1ha以上5ha未満</u>	<u>10年確率</u>	<u>5ha以上</u>	<u>30年確率</u>	第10 雨水及び汚水の処理に関する基準（法第33条第1項第3号関係） 2 区域内における雨水排水処理について (1) <u>開発区域の面積が1ha未満の開発行為で、開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難_____と認められる場合にあっては、</u> 令第26条第1号の規定にかかわらず、雨水排水を浸透施設により開発区域内において処理することができる。 (2) <u>令第26条第1号の規定にかかわらず、開発区域の規模が1ha以上5ha未満で、かつ、放流先の水路等の管理者の同意があるときは、浸透併用型施設を設置することができる。ただし、設置する全ての浸透併用型施設を管渠により接続し、開発区域外に雨水を放流する機能を有することを条件とする。</u> 3 浸透施設等の設置に関する技術的細目について (1) 市が帰属を受ける浸透施設又は浸透併用型施設（以下この号及び次号において「浸透施設等」という。）____に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。 ア 共通事項 <u>(キ) 容量は、浸透施設については5年確率降雨強度式、浸透併用型施設については10年確率降雨強度式により算定すること。</u> (2) 開発事業者が所有し、及び管理する浸透施設等に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。 ア 共通事項 <u>(キ) 容量は、浸透施設については5年確率降雨強度式、浸透併用型施設については10年確率降雨強度式により算定する</u>
開発区域の規模	降雨強度式								
<u>1ha未満</u>	<u>5年確率</u>								
<u>1ha以上5ha未満</u>	<u>10年確率</u>								
<u>5ha以上</u>	<u>30年確率</u>								

<u>開発区域の規模</u>	<u>降雨強度式</u>
<u>1 h a 未満</u>	<u>5 年確率</u>
<u>1 h a 以上 5 h a 未満</u>	<u>1 0 年確率</u>
<u>5 h a 以上</u>	<u>3 0 年確率</u>

ウ 地下式の浸透施設等に関する事項

(ア) 開発区域の規模が 1 h a 以上の場合には、樹脂製滞水材
又はプレキャストコンクリートその他の製品を使用するこ
と。

(イ) ~ (オ) (略)

こと。

ウ 地下式の浸透施設等に関する事項

(ア) ~ (エ) (略)

※ 開発区域が 1 ha 以上であっても、区域内浸透を認めることにより、基本的に浸透併用型施設（いわゆるゼロ放流）の設置はなくなるため、審査基準中「浸透施設等」としている箇所を「浸透施設」に改める。